

第329回山形県内水面漁場管理委員会 議事録

1 日 時 令和3年12月22日（水）13時30分～14時45分

2 場 所 県庁2階 講堂

3 出席者

会 長 國 方 敬 司

会長代理 島 軒 治 夫

委 員 鈴木 春 男 大 場 一 昭 高 橋 光 明

五十嵐 秀 樹 鈴 木 正 津 藤 真知子

今 野 亘 山 口 芳 彦

4 臨席者

山形県内水面漁業協同組合連合会	参 事	桂 和 彦
山形県農林水産部水産振興課	水産業成長産業化主幹	佐 藤 年 彦
山形県内水面水産研究所	所 長	本 登 涉

5 事務局

山形県内水面漁場管理委員会 事務局	事 務 局 長	小 林 克 靖
〃 〃	事 務 局 次 長	石 井 正 志
〃 〃	書 記	渡 邊 洋 子
〃 〃	書 記	野 口 大 悟
〃 〃	書 記	保 科 圭 佑

6 開会・会長あいさつ

事務局次長 (石井補佐)	第329回山形県内水面漁場管理委員会を開会いたします。 本日は、10名の委員全員の出席をいただいております、「山形県内水面漁場管理委員会規程」第7条に定める定足数を満たしていることを報告します。 それではまず、國方会長からごあいさつをいただきたいと思います。
議長 (國方会長)	本日は、お忙しいところ第329回山形県内水面漁場管理委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。 本日の委員会では、「第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可」、「令和4年度内水面漁業協同組合別目標増殖数量調査」等の3議案について審議を行う予定です。議事進行に御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

7 議事録署名委員の選出

議長	では、次第に従いまして、私から議事録署名委員を指名させていただいてよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	それでは、第329回委員会の議事録署名委員は、鈴木正委員と今野委員にお願いします。
8 報告事項	
	【報告事項1】
議長	<p>次第の「3 報告事項」です。</p> <p>報告事項1は「令和3年度全内漁管連東日本ブロック協議会について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>資料は1ページからになります。</p> <p>令和3年11月18日に、全国内水面漁場管理委員会連合会（以下「全内漁管連」）の東日本ブロック協議会が開催されました。昨年度と同様に、今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面による開催となりました。表決結果について、全内漁管連事務局である東京都内水面漁場管理委員会より報告がありましたので、報告いたします。</p> <p>議事の第1号議案 令和4年度提案項目について、本県委員会より修正提案項目を提出しておりました。修正提案の内容は、2ページになります。魚病対策についての輸入水生生物の新たな疾病の蔓延防止の項で、農水省においてそれなりの対応が認められているので削除の方向で検討してはいかがかという修正提案です。対応がなされているものについて提案し続けると、逆に、対応してもらわなければならない懸念があるかと思えます。一方で、他県で提案し続けるべきという意見が多数であれば、継続して提案してもかまわないというただし書きをつけております。</p> <p>議決結果は、提出6、提出しない5、再検討2となり、提出が過半数に届かないため、提出しないこととなりました。提出しない・再検討という都道府県の意見は、本日追加で配布しました資料2-1ページのとおりです。</p> <p>また、神奈川県委員会から、放射性物質による汚染対策について追加意見がありました。令和4年度提案項目の素案では、「陸上への降雨や、住宅等の除染によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること」という提案から、住宅等の除染作業は帰還困難区域を除き終了しているため、「住宅等」を削除するという案となっていましたが、当該問題の影響を強く受ける県委員会の意見に従いたいという意見です。</p> <p>議決結果は、提出10、未提出1、その他2となり、提出をすることになり</p>

	<p>ました。</p> <p>第2号議案は、ブロック内照会・協議事項はなしということで承認、第3号議案は、次回開催県は福島県ということで承認されました。</p> <p>報告は以上となります。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないと認め、次に移ります。</p>
	<p>【報告事項2】</p>
議長	<p>報告事項2は「コイの放流承認について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (保科書記)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>コイの委員会承認案件について、報告させていただきます。</p> <p>資料の3ページを御覧ください。山形県内水面漁場管理委員会では、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県公報の委員会指示のとおり令和3年3月30日付けで、県内の公共用水面及びこれと接続一体となす水面におけるコイの放流の禁止を指示しているところですが、指示の内容の(2)放流等の制限のイにありますとおり、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除くこととされております。</p> <p>このたび、最上川第二漁協、県南漁協、最上川第一漁協からコイの放流承認申請がありました。いずれも、放流場所は①人工構造物等により指定水域からコイの侵入が困難であること、②放流水域に既に生息しているコイについてこれまでKHVが発生していないこと、③放流するコイは種苗の由来や経歴、飼育記録からKHVの感染履歴がないと考えられ、かつLAMP法による検査で陰性であること、について確認しております。</p> <p>以上、総合的に判断し、山形県内水面漁場管理委員会規程第11条により緊急を要することから、資料4、5、6ページのとおり放流承認申請のあった3漁協に対して、会長の専決処分をさせていただきましたので、御報告いたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないと認め、次に移ります。</p>
	<p>【報告事項3】</p>
議長	<p>報告事項3は「区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」です。水産振興課から説明をお願いします。</p>

<p>水産振興課 (渡邊)</p>	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について、報告させていただきます。</p> <p>資料の8ページを御覧ください。</p> <p>令和2年の漁業法の改正により、漁業権を有する者は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないこととなりました。</p> <p>知事は、報告を受けて漁業権の活用状況を把握するとともに、内水面漁場管理委員会に対して必要な報告をします。</p> <p>そして、漁業権者が、漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者の生産活動に支障を及ぼし、環境の悪化を引き起こしているときや、合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないときは、知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導することとなっております。</p> <p>区画漁業権者より、令和2年分の報告を受けたので、知事の意見を付して報告いたします。</p> <p>各区画漁業権者より提出された報告が9ページ以降、知事から委員会への報告が7ページとなります。</p> <p>報告の様式ですが、今回は、養殖状況について別途類似の調査をしておりましたので、その調査で回答があった内容を既に記載した様式としておりました。誤りがないか各漁業権者に確認してもらい、あわせて取組状況や休業の理由などの報告を求める様式となっております。</p> <p>内区第1号について、コイの養殖に漁場を活用しており、報告事項についておおむね適正と認めます。</p> <p>内区第2号について、じゅんさい養殖業として漁場を活用しており、報告事項についておおむね適正と認めます。</p> <p>内区第3号について、漁業権者から報告はありましたが、7ページの知事から委員会への報告からは今回は除いております。報告によると、令和2年は操業していない状況でした。また、令和3年(今年)も操業していないと聞いております。操業がない理由は、幼魚の購入ができなくなったとのことですが、聴き取りによると、経費の問題などもあり、操業していないようです。</p> <p>再開に向けての検討をするか、休業の場合は休業の届出を提出するよう話をしているところで、現時点で意見を付すことができる状況ではないため、継続して状況を確認し、次回の委員会で報告させていただきたいと思っております。</p> <p>内区第4号について、コロナ禍のため規模を縮小し、ハウス内でのみ養殖をしているとのこと。ハウスは、漁業権の漁場外となりますので、漁業権漁場での操業は休止していた状況です。聴き取りによりますと、コロナ禍でイベントの中止や注文のキャンセルがあったことのほか、腰を痛めてしま</p>
-----------------------	--

	<p>ったなどの理由があり、去年と今年は川での養殖をしていないとのことでした。合理的な理由があったと判断され、漁業法第91条各号の指導する場合には該当しないと認めるものです。</p> <p>内区第5号について、コイの養殖に漁場を活用しており、報告事項についておおむね適正と認めます。</p> <p>内区第6号について、放流するコイを死なせてしまったことから、令和2年は養殖を行っていないという状況でした。合理的な理由があったと判断され、漁業法第91条各号の指導する場合には該当しないと認めるものです。</p> <p>内区第7号について、カワウの被害が大きく養殖をできない状況とのことでした。合理的な理由があったと判断され、漁業法第91条各号の指導する場合には該当しないと認めるものです。聞き取りによると、令和3年も休止しているとのことでした。カワウの対策としては、網やネットを張るなどのやり方も考えられますが、沼が広く困難とのことでした。令和4年以降も休業する見込みである場合は休業届を提出してもらうこととします。</p> <p>以上のおおむね適正と認められ、第4号、第6号、第7号については、漁場を利用していませんが合理的な理由があったと判断します。第3号については、継続して状況を確認し、次回報告させていただきます。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>ただいま水産振興課から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないと認め、次に移ります。</p>
	<p>【報告事項4】</p>
議長	<p>報告事項4は「漁業権の切替えについて」です。水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課 (渡邊)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>資料は16ページから18ページまでになります。</p> <p>令和5年度に漁業権の切替えを迎えることから、切替えまでのスケジュールなどについて説明させていただきます。</p> <p>まず、17ページをご覧ください。17～18ページは、水産庁作成の資料からの抜粋となります。漁業権の制度について、御存じのことも多いとは思いますが、簡単に説明いたします。</p> <p>漁業権制度とは、知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利を取得する制度です。漁業権の種類は、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利である「共同漁業権」、一定の区域において養殖業を営む権利である「区画漁業権」、大型定置を営む権利の「定置漁業</p>

権」があります。

山形県の内水面における漁業権の状況は、第五種共同漁業権の28件の免許を17の内水面漁協が受けており、区画漁業権の免許を個人や法人の7者が受けています。第五種共同漁業権の免許の期間は10年間、区画漁業権の免許の期間は5年間となっており、どちらも令和6年1月1日に切替えを迎えます。

漁業法の改正が令和2年12月に施行されましたが、漁業権についても見直しされました。17ページの下の方を御覧ください。見直しの一つ目として、漁場計画（漁業権の免許内容）の作成の手続きが法律で定められました。漁場計画は関係者の要望や漁場条件の調査を行い知事が定めるのですが、その手続きの透明性・公平性を確保することが重要であり、漁場計画の案を作成しようとするときは、漁業者や利害関係人の意見を聴かなければいけないこと、聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならぬことが定められました。

漁業法改正での見直しの二つ目は、免許の優先順位についてです。18ページの上の方を御覧ください。改正前の制度は、定置漁業権、区画漁業権において、法律で一律に免許の優先順位を規定していましたが、改正後は、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許することとなりました。「適切かつ有効」についての説明が、18ページの下の方に書かれています。「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいいます。漁場を有効に活用していなかったとしても、利用していない合理的な理由があり知事による指導が行われなかった場合や、指導が行われた後に改善された場合も、「適切かつ有効」に活用されているものと考えられます。

続いて、漁業権の切替えに向けたスケジュールについて説明いたします。資料が前後しますが、16ページを御覧ください。こちらは、おおまかな手続きの流れですので、具体的な時期は今後変更になることもあります。まず、共同漁業権のスケジュールを御覧ください。今後、漁場計画（漁業権の内容）の素案の作成にあたり、漁業協同組合に対し要望調査を行います。今年度中に事前調査を行い、令和4年5～7月頃に聴き取り調査を予定しています。漁場計画の素案を作成しましたら、漁業者や利害関係者の意見聴取、意見についての検討、検討結果の公表をパブリックコメントの手に準じて行い、漁場計画の案を作成します。知事は、内水面漁場計画の案を作成したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければなりませんの

	<p>で、委員会へ諮問します。令和4年12月頃の予定です。内水面漁場管理委員会は、意見を述べようとするときは、公聴会を開き漁業者や利害関係人の意見を聴くこととなっています。知事は、委員会の意見を聴き、漁場計画を作成し公示します。免許の申請があったときは、知事は内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければなりませんので、委員会に諮問し、令和6年1月1日に免許をするスケジュールになっています。なお、第五種共同漁業権の免許の申請とあわせて、遊漁規則の認可もありますので、同時期に遊漁規則の認可についても委員会へ諮問することとなります。</p> <p>区画漁業権も、おおまかな手続きの流れは共同漁業権と同じです。令和4年度と令和5年度は、委員会での審議や公聴会の開催などがありますので、どうぞよろしくお願いいたします。報告は以上となります。</p>
議長	<p>ただいま水産振興課から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないと認め、次に移ります。</p>
<p>9 議事</p>	
	<p>【第1号議案】</p>
議長	<p>議事に入ります。第1号議案「第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について」（諮問）を議題に供します。</p> <p>これは、最上漁協に係るものです。</p>
議長	<p>本議案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (保科書記)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>資料の19ページを御覧ください。</p> <p>このたび、最上漁協より遊漁規則の変更認可申請があり、知事より諮問ありましたので読み上げます。(読み上げ)</p> <p>資料の21ページをご覧ください。</p> <p>漁業法の遊漁規則に関する部分を抜粋したものです。</p> <p>漁業法第170条第3項の規定により、遊漁規則を変更するにあたっては知事の認可が必要とされております。第4項では、認可申請があったときは内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならないとされており、この規定に基づいてこの度、知事から諮問あったものです。</p> <p>また、第5項の規定において、知事は「遊漁を不当に制限するものではないこと」、「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」の2点に該当するときは認可しなければならないとされているため、この2点に該当するか意見をお</p>

聞きするものです。

続いて、資料の 22 ページを御覧ください。

遊漁規則に関する資料です。一番下のフロー図を御覧ください。漁協の総代会での議決を経た変更認可申請書が知事に提出されており、本日の内水面漁場管理委員会での諮問に対する審議の結果を知事に答申します。答申内容が、遊漁を不当に制限するものでなく、また遊漁料の額が増殖及び管理の費用に比して妥当であると認められるものであれば、漁協に変更の認可を行うという流れになります。

それでは、諮問第 240 号最上漁協の変更内容について説明させていただきます。資料の 23 ページを御覧ください。

遊漁料増額の変更申請となります。

表に記載のとおり、雑魚の 1 年券、あゆの 1 日券、あゆの 1 年券について、値上げする内容となっております。

変更理由としましては、組合員の減少及び遊漁者の減少による収入減の影響で、経営状況が悪化し、増殖経費の確保が困難になってきていることから、組合の経営体質の強化及び増殖放流量の増加を図るというものです。施行期日は令和 4 年 4 月 1 日となっております。

なお、雑魚の 1 日券を値上げしない理由について、漁協に確認したところ、県内の他の漁協の雑魚の遊漁券が概ね 1,000 円～1,500 円ほどであることから、他の漁協とのバランスを図るため、据え置くこととしたとのことです。

次に、資料の 30 ページをご覧ください。

こちらは、今回の遊漁料値上げを行った場合の増収効果と用途について、組合が試算したものです。2 つ目の表が、令和 2 年度と同じ枚数を販売したと仮定した場合の売り上げを示したものになります。表の一番右下にありますとおり、93,900 円の増収が見込まれます。この増収の用途については、放流種苗費等と放流経費に充てるとされており、妥当と考えられます。

次に、資料の 28 ページをご覧ください。

こちらは、今回の変更内容が遊漁料の値上げであり、遊漁者の負担を伴うものであることから、組合において遊漁者等への事前周知を行った結果報告になります。

漁協ホームページへ 7 月 5 日から現在に至るまで掲載しているほか、遊漁証販売店での掲示を実施しております。掲載内容は 29 ページのとおりです。なお、28 ページの結果報告書の日付は 9 月 3 日となっておりますが、漁協に確認したところ、12 月になった現時点においても、遊漁者等から意見や問い合わせはなかったとのことです。

なお、資料の 25 ページから 38 ページまでは最上漁協からの認可申請書の写しを添付しております。

以上が、第 1 号議案の説明となります。

内容については、遊漁を不当に制限するものではなく、値上げによる増収は、放流経費に充てるとしており、用途が明確であることから、資料 24 ページのとおり、変更を認める答申案としております。

御審議いただき、御異議なければ、このとおり知事あて答申したいと考えております。

	御審議よろしく申し上げます。
議長	ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問はありませんか。
山口委員	値上げ金額が200円から300円ほどで、93,900円増収になるということですが、令和2年度の損益計算書を見ますと、それをプラスしたとしても、40万円ほどの赤字になっているわけなので、毎年このように少しずつ値上げしていくものなのではないでしょうか。遊漁者の負担は増えることになるとは思いますが、経営安定を考えているのだとすれば、もう少し大幅な値上げがあってもよいのではないかと思います。
議長	遊漁者の減少につながる可能性もあるため、バランスが大事かと思えます。他の委員の方はいかがでしょうか。
島軒委員	遊漁料の値上げについては賛否両論あります。もっと値上げしてたくさん魚を放流してくださいとの意見もあります。稚魚の健全な成育を維持するためには産卵場の造成や環境保護などに取り組むことも大事です。
津藤委員	経営の面を考えると、9万円程度の値上げでは不足でないかというのはごもっともと思いますが、私もお土産屋をやっております、商品の値上げという点に関しては、お客様が離れていくことに繋がるのが懸念される場所です。きっと最上漁協さんは色々考えた末に、こうやって穏やかな値上げにすることとしたのではないかと思いますので、私はこれでいいのではないかと考えます。
今野委員	遊漁料と同時に行使料の値上げはしないのですか。
事務局 (渡邊書記)	今回は行使料の値上げはしておりません。
今野委員	遊漁料だけ上げるとすれば、山口委員の言ったような問題も出てくるのですが、「行使料を上げるので遊漁料を上げます」というのが普通かと思えます。そういった指導をした方がよいのではないのでしょうか。
議長	先ほど御説明いただいたのですが、今後、漁業権の更新がありますので、そのタイミングでもう少し抜本的に、経営の面も考えてどうすればそれぞれの漁協で特徴のある対策を打ち出せるか検討するのが重要なテーマだと思っています。どういう形で取り組んでいけば漁協が維持できるか、組合員を増やしていけるか、経営を安定化できるか、来年以降の調査を踏まえて、きちんと検討いただく必要があると考えます。今回の遊漁規則の変更はそれまでの繋ぎの状況ということで、組合からの御提案のとおりとしていかがでしょうか。

	(異議なしの声)
議長	<p>それでは採決に入ります。</p> <p>第1号議案について、資料24ページの案のとおり答申することとしてよろしいですか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認め、案のとおり答申することとします。なお、答申文の字句の修正等については私に御一任願います。次に移ります。</p>
	【第2号議案】
議長	<p>第2号議案として、「令和4年度 内水面漁業協同組合別目標増殖数量調査について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>第2号議案 令和4年度内水面漁業協同組合別目標増殖数量調査について説明いたします。資料の39ページからになります。</p> <p>調査の概要ですが、第五種共同漁業権の免許を受けた内水面漁業協同組合には水産動植物の増殖義務が課せられています。また、内水面漁協が第五種共同漁業権を取得した場合に、組合員でない者（遊漁者等）との関係において、漁業権の行使を適切にするため、内水面漁場管理委員会が必要な委員会指示をするものとされています。</p> <p>このことにより、本委員会では、内水面漁協の増殖行為には、遊漁者から徴収している遊漁料が充てられていること等も考慮し、内水面漁協に対して目標増殖数量を指示することとしています。</p> <p>当該指示を行うにあたっては、各漁業権漁場の状況や内水面漁協の活動等を考慮して目標増殖数量を決める必要があることから、委員会委員による現地での聴き取り調査を実施しています。</p> <p>調査の内容は、各内水面漁協が提出する増殖事業報告書に基づき、現年度の増殖事業の実績及び翌年度の増殖計画について聴き取りを行うものです。</p> <p>スケジュールについては、例年と同様のスケジュールで考えております。委員会が終了しましたら、各内水面漁協に増殖事業報告書の作成依頼を行います。1月頃に各委員と調査日程を調整しまして、日程を決めたいと思います。2月に各漁協から増殖事業報告書の提出があります。そして2月下旬頃に委員による調査を実施したいと思います。3月に内水面漁場管理委員会で目標増殖指示数量を決議します。その他としまして、(1)今年度の留意点ですが、令和2年に内水連から緊急要望があり、令和3年度指示数量を減少した漁業協同組合がいくつかございます。その数量減少の措置は令和3年度限りとして委員会です承したものですので、当該漁協には、令和4年度計画数量は令和2年度増殖指示数量ベース、平年のベースで作成するように留意していただきたいと考えています。(2)遊漁料その他収入の増加のための取組みの確認についてです。代替放流等を実施せず、経営状況の悪化を理由として令和4年度計画数量の減少を要望する漁協に対しては、遊漁料その他収入の増加のためにとってきた取組みや、これからの取組み予定を説明してもら</p>

	<p>うことで柔軟に対応することとします。</p> <p>40 ページの調査のポイントにつきましては、昨年度から変更ありませんので、後ほどご確認いただければと思います。</p> <p>41 ページには昨年度の調査の日程を参考までに載せております。今年度の調査は2月下旬に実施したいと思います。</p> <p>42 ページ以降が漁業協同組合から提出してもらった増殖事業報告書の計画の様式となります。様式に大きな変更はございません。ただ、一部、損益計算書の様式につきまして、若干追加したところがあります。48 ページの記載要領に記載していますが、水産業協同組合法施行規則の一部改正に伴いまして、損益計算書の様式に新たな勘定科目が追加されておりますので、それを踏まえ、今回、科目を追加しました。48 ページの右側の収入の部分に 漁場管理等受入金という項目を追加しています。これは、組合員以外の者から徴収した費用や、企業等からの協力金のうち漁場管理及び繁殖保護に関することを目的とするものです。一方で、寄贈者の任意的かつ反対給付のない金銭の受け取りについては、その他の収益の受取寄付金という科目に計上します。これまで、雑収益の中に含まれていたものですが以前より細かく記載してもらった様式となっております。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問はありませんか。</p>
大場委員	<p>調査の報告に関して、代替放流の確認とありますが、これは、例えばアユの代わりにニジマスとかイワナとかヤマメとかを放流するということかと思いますが、代替放流する数量とか金額というのは、どの程度であればよいのでしょうか。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>40ページの調査のポイントのところにあるように、まずは実績の確認になりますが、増殖指示数量と放流実績を比較して、放流実績が指示数量より少ない場合は、代替放流をしているか確認することになります。そして代替放流の有無の確認ということで、増殖指示数量には満たないけれども、大場委員がおっしゃったように、他の魚種を代替放流しているという場合は認めるということにしております。どのくらいの代替放流量が適切かということについては、個別の聞き取りなどをしながらの対応となりますが、やはり、元々の指示数量に見合うだけの代替放流をしていただきたいと思いますので、経費が同じくらいだとか、そういった点も調査の際の確認事項になります。厳密にどのくらい放流していれば問題ない、どのくらいだと足りないなど、そこまではお示ししていないのですが、指示数量に対して少ない場合は、代替放流を行っているかどうかということで、調査をしていただきたいと思います。</p>
大場委員	<p>同等とか同額ということではなくて、ヒアリングでどの程度ならば問題ないか確認するということがならば、良いかと思います。</p>

議長	<p>漁協の経営状況も判断に大きく影響してくると思います。経営状況が悪いところに放流数量を維持してほしいとは言いにくいところですので、漁場整備をしているなど、代替放流以外の手段で努力をしている場合は、やむを得ないという判断を今までしてきたところでもあります。経営状況が良いのに放流数量を削減するという場合は指導の対象になるかと思います。</p>
山口委員	<p>今年度からその他の収益が細かくなったわけですが、雑収益というのはどのような収入が当てはまるのか教えていただきたい。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>雑収益については、上の科目のいずれにも当てはまらない金銭徴収や、受け入れた収入があった場合に計上する科目です。具体的なところは後ほど確認してお知らせいたします。(後日、事業外の助成金や調査に係る手数料等の収入が該当することをお知らせした。)</p>
議長	<p>他に質問等はありませんか。ないようでしたら、採決に入ります。 第2号議案について、事務局案のとおり進めることとしてよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認め、事務局案のとおり進めることとします。次に移ります。</p>
	<p>【第3号議案】</p>
議長	<p>第3号議案として、「内水面漁場管理委員会の意見の聴取に関する手続規程について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>《資料に基づき説明》 資料は50ページからになります。 内水面漁場管理委員会が漁業法の規定による処分に係る意見の聴取を行う際の手続きについて定めるものです。 知事が漁業法の規定による処分を行う際に、内水面漁場管理委員会の意見を聴くこととなっており、委員会は当該漁業権者から処分に係る意見の聴取をすることとなっています。委員会が、処分に係る意見の聴取を行う際の手続について、定めるものです。 意見聴取の対象となる主な処分ですが、免許後に漁業権の条件を付ける場合や、休業による漁業権の取り消しをする場合、適格性の喪失等による漁業権の取り消し、公益上の必要による漁業権の取り消し、増殖の命令に従わない場合の漁業権の取り消しなど、そういった処分をする時は、意見聴取の対象となります。制定の経緯ですけれども、令和2年の漁業法の改正に伴い、手続規程の例が水産庁より示されまして、委員会ではこれまで規程を制定していなかったもので、この度、新たに制定するものです。規程の案は51ページから53ページに載せております。内容としましては、開催の決定、期日及び案</p>

	<p>件の公示、審理の方式、参加人の参加許可の手続、陳述書の記載事項などについて、規定しています。</p> <p>水産庁より示された手続規程の例や、本県の場合、海区漁業調整委員会の方でも、同様の規程を制定しておりますので、そちらも参考にしながら今回の案を作成しました。</p> <p>実際には手続を行う場面はなかなかないのかもしれませんが、手続きを定めておくということで御審議よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問はありませんか。</p>
山口委員	<p>規程案の第3条に、委員会は意見の聴取においては討論及び表決を行わないとありますが、これはどのように解釈するのでしょうか。ただ聴くだけということでしょうか。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>意見の聴取ということで、その場では討論や表決を行うのではなく、処分される対象の方から意見を聴くこととなります。</p>
議長	<p>意見を聴くという手続きの話だと思います。</p>
大場委員	<p>この規程は、水産庁からの雛型的なものが示されて、それを基に作ったものとのことなので、他県とも同じ内容だということなのでしょうか。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>他の県においては、この規程を制定している委員会と、制定していない委員会があるかもしれませんが、制定している県について探して調べたところ、同様の内容で作っているところが多いようでした。</p>
大場委員	<p>規程を作っていない県もあるのですか。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>今回、この手続規程については、これまで山形県内水面漁場管理委員会では作っておらず、今回初めて制定するものです。他の県の委員会では、以前からこういった手続規程を作っていた県は多くありますが、必ずしも全ての委員会で定めているとは限らないようです。</p>
大場委員	<p>そうするとあくまで、水産庁から雛型が来て、それに則って今回初めて山形県でも作るということですね。わかりました。</p>
議長	<p>他に質問等はありませんか。ないようでしたら、採決に入ります。</p> <p>第3号議案について、事務局案のとおり承認することとよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認め、事務局案のとおり承認することとします。次に移ります。</p>

10 その他	
議長	次第の「5 その他」です。 委員の皆様から何かございますか。
議長	事務局や県からは何かありませんか。
議長	ないと認め、これで本日の議長を辞させていただきます。議事進行にあたり、皆様から御協力をいただき誠にありがとうございました。
11 閉会	
事務局次長 (石井補佐)	<p>國方会長、ありがとうございました。</p> <p>皆様、大変お疲れ様でした。先ほど、事務局から説明させていただいたとおり、2月には、各漁協に対する増殖指示数量のヒアリングが予定されているところです。詳しい日程など決まったら改めてお知らせいたしますので、よろしくをお願いします。</p> <p>以上をもちまして、第329回山形県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>